

徳島県「ラーケーションの日」に関するQ&A

徳島県教育委員会

【制度全般（共通事項）について】

Q 1 「ラーケーションの日」の目的は。

A 1 子どもたちが保護者等と一緒に校外での体験や探究活動を主体的に実践することを通し、これからの時代に求められる「自ら考え、自ら行動できる力」を育むことに加え、各家庭の状況に応じて、保護者等の休みにあわせた家族との時間を確保することにより、子どものいまの生活を振り返り、今後についてゆっくりと話し合う機会とすること等をねらいとしたもの。

Q 2 「体験や探究の学び」とはどのような活動であればよいのか。

A 2 児童生徒が主体的に考え、各家庭で話し合い、計画したものであればよい。

Q 3 「ラーケーションの日」に自宅で活動することも可能か。

A 3 「ラーケーションの日」の趣旨に沿った活動ならば、自宅でラーケーションとしての活動をすることも可能である。

Q 4 児童生徒が長期休業中の登校日に「ラーケーションの日」を取得する場合、年に3日の日数に計上するのか。

A 4 長期休業中の登校日^{*}に取得する場合は計上する。

※登校日…授業日と定めた登校を要する日

Q 5 児童生徒や保護者に「ラーケーションの日」を説明する際、特に気をつけたいことは何か。

A 5 県教育委員会としては、「ラーケーションの日」は「家族と一緒に主体的に校外で学ぶ日」というねらいの部分大切に、「どこで、何をするか」を家族でよく話し合っ計画、実行されるよう、説明いただきたい。
また、児童生徒に取得するよう強く勧める必要はなく、各家庭の意向によることが望ましい。

【制度運用について】

(1) 「ラーケーションの日」を取得することができない日（期間）

【Q6】 「『ラーケーションの日』を取得することができない日（期間）」は、どの程度の内容まで設定可能か。

【A6】 「『ラーケーションの日』を取得することができない日（期間）」の設定は、設定するかどうかも含めて各学校の裁量であり、設定する場合は、学校行事の日やテスト期間など、各学校の実情に合わせて検討いただきたい。

なお、設定する場合は、該当する日（期間）について早めに保護者等に周知することが望ましい。行事によっては日程が決まっていない場合もありうるため4月時点での案内の中では予定としたり、文言を付け足したりし、HPなどでその都度更新する等の対応が考えられる。

【Q7】 「『ラーケーションの日』を取得することができない日（期間）」しか保護者が休みをとれないとの理由によりラーケーション取得の届け出があった場合、どのように扱うのか。

【A7】 「『ラーケーションの日』を取得することができない日（期間）」の活動は、「家事都合」による欠席となることから、相談があった時点でその旨を本人及び保護者に説明し、理解を得る必要がある。

【Q8】 安易な欠席を誘発する可能性があるため、連休の谷間の平日は「『ラーケーションの日』を取得することができない日（期間）」としてよいか。

【A8】 「『ラーケーションの日』を取得することができない日（期間）」の設定は、設定するかどうかも含めて各学校の裁量であるが、児童生徒や保護者が理解できる合理的な理由を説明できるようにしておく必要があることにもご留意いただきたい。

【Q9】 「ラーケーションの日」取得日に途中まで授業は受けたいという場合についての対応はどのようにすればよいか。

【A9】 「ラーケーションの日」は1日単位での取得としているため、1日の出席停止扱いとなる。その旨を伝えた上で、授業への参加については各学校の裁量で判断していただきたい。

(2) 届け出

Q10 活動計画の把握のため、どこで、何をするのかについて、所定の様式などにより書面で提出を求めてもよいか。また、その場合、保護者の自署を求めてもよいか。

A10 届け出の方法については、アプリやメールなど、各学校で定めていただくこととなるが、児童生徒・保護者の実情を踏まえて、書面による届け出とすることも考えられる。また、書面での届け出を求める場合は、保護者の自署を求めることも考えられる。(添付の様式例を参考にしてください)。

Q11 当日や事後の届け出は受理しないこととしてよいか。

A11 事前に「自ら考え、企画する」ものであることから、当日や事後の届け出については受理しない。

Q12 届け出がされた内容が「ラーケーションの日」の趣旨に合致しているかの判断で、許可する、しないの線引きはあるのか。

A12 許可をするかどうかは各学校の判断による。
なお、児童生徒が主体的に考え、各家庭で話し合い、計画したものであればよいとしていくところ、様々な活動が考えられるが、幅広い活動を認め「ラーケーションの日」の活用を進めていただきたい。

Q13 保護者以外の者の引率でもよいか相談があった場合は、どのように対応すればよいか。

A13 「家族と一緒に活動をする」といった「ラーケーションの日」の趣旨からすると、保護者の引率が原則であるが、各家庭において特別な事情が認められる場合は、「保護者が同意した大人(祖父母・成人した兄弟等)」であることを要件として、保護者以外の者の引率による活動を認めてもよい。
なお、「保護者が同意した大人」であるかどうかについては、保護者からの届け出によって確認することでよいと考える。

Q14 成人年齢を一定年数超え、保護者の引率を必要としない生徒については、生徒単独で活動することを認めてよいか。

A14 生徒の実情に応じて対応いただきたい。

Q15 同じ日に多数の児童生徒が「ラーケーション日」を届け出た場合はどのように対応するのか。

A15 「ラーケーションの日」は事前申し出のため、ある程度児童生徒の出席数が把握できることから、状況を踏まえて各学校で判断していただきたい。原則は授業を実施することとし、授業計画の変更が可能な場合は、可能な範囲で調整を行うことも考えられる。

(3) 取得後の対応等

Q16 「ラーケーションの日」の学びについて、学校において報告書を求めたり、振り返りを行わせたりする必要はないか。

A16 報告書を提出させる必要はないと考えるが、各学校の判断で提出させることも可能である。

なお、振り返りについては、児童生徒と保護者が家庭で自主的に行うものでよいと考える。

Q17 「ラーケーションの日」の届け出があった日に、保護者等と一緒に活動していないこと、届け出の内容や「ラーケーション」の趣旨と明らかに異なる行動をしていたことなどが発覚した場合は、どのように対応すればよいか。

A17 保護者等に状況を確認することが望ましく、故意に届け出の内容や「ラーケーション」の趣旨と異なる行動をとっていたことが明らかな場合は、各学校の規則等により対応することとなる。

なお、出席簿上は「家事都合」による欠席扱いとする。

その上で、保護者に「ラーケーションの日」の趣旨を改めて説明し、今後の協力を依頼するとともに、児童生徒にも「ラーケーションの日」の趣旨を踏まえ、よく考えて行動するように指導いただきたい。